○9番（福本耕太君）
福本耕太です。日本共産党を代表いたしまして質問いたします。
まず1つ目の質問になります。
1つ目は、岡野町長が進めている町政について、まず、方向性をですね転換していただきたいということです。
大きな流れとしましては、今土庄町、財政調整基金が30億円あります。
それをですね、前提としまして、今後どういう町をつくっていくのかということが問われているわけですけども、今町長が進めようとされている旧庁舎のですね、取り壊しと道の駅の計画、こうした再開発計画ではなくてですね、これまで、今もずっと住民の中からですね、上がってきている生活の困窮を取り除く事業に、こうした財政調整基金をしっかり使っていく。で、再開発ではなくて暮らしを守る町政に変えていっていただきたいということで、質問をしたいと思います。
いくつかですね6つですね例を挙げておりますけど、それは1つずつは読むつもりにはしておりません。
ただ、私が言いたいことは、今回ですね道の駅を作るにあたって、まず庁舎の取り壊しに1億5000万円はかかると、それから建設費に何十億円お金がかかるかわからないと。企業からね、お金を出してもらうとかいう計画もあるんですけども、そうした計画も、どうなるかわからない。ランニングコストもどういうふうになるかわからないというような状況で、計画だけをどんどん進めていくとかこういう計画がありますって住民に話をしても、これはなかなか住民さんもいくらかかる、建物にいくらかかるかわからん状況の中で、やりますと言われてもわからないという声が、やはり大きく上がってきているという点をまず押さえていただきたいと思います。
今回についてはですね、今住民の中で声が上がっている物価高騰から暮らしを守っていく、そのための政策ということで、私これまでも取り上げてきたんですけど、国民健康保険税のね、引き下げをぜひ、土庄町でやっていただきたいと。
1つは、年間1万円の引き下げをやっていただきたいと。
2つ目はですね、国民健康保険税の子どもの均等割の実質上の廃止。
子どもが多ければ多いほど、国保税の負担が大きくなるという仕組みを取り除くと、これ何度も今までもやってきてるんですけどね、同じことなんですけどこういうところにこそですね、税金を使って、物価高騰から暮らしを守る対策をとっていただきたいという質問をさせていただきたいと思います。答弁を求めたいと思います。
○議長（濵野良一君）
企画財政課長　中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、今お話ありました財政調整基金 30 億円、これの活用、それから予算配分ですね、生活インフラに充ててはどうかということにつきましてお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金につきましては、ご存じのとおり年度間の財源調整でありますとか、災害などの不測の事態への対応、また、公共施設の維持更新、将来の公債費負担でありますとかなど、今後見込まれる財政需要に備えるための重要な財源でございます。その活用につきましては、残高の状況のみで判断するのではなくですね、各年度の財政状況でありますとか、今後の財政需要、事業の必要性等を踏まえ、慎重かつ適切に判断する必要があるというふうに考えております。

一方で、先ほどおっしゃいました、町民の生活でありますとか、地域経済に大きな影響が生じる場合でありますとか、将来に備え、今取り組む必要がある事業につきましては、財源の有無だけで判断するのではなく、基金の活用も含めまして、必要性、緊急性、継続性、それから公平性、制度上の妥当性、将来負担への影響などを総合的に判断して、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

また、予算配分の考え方についてですが、住民の日常生活に直結する課題への対応が重要であることは言うまでもなく、令和 8 年度におきましては、子育て環境の充実をはじめといたします「人口減少対策」、それから「地域資源や地域のポテンシャルを活かした産業の振興と担い手の確保」、「安心して暮らせる地域づくり」の 3 点を予算重点配分枠として予算編成を行ったところでございます。

具体的にはですね、子ども園、それから保育所にかかる保育料と給食費の無償化、それから小・中学校の給食費無償化をはじめといたします子育て支援の充実、あとは外出困難な方へのタクシーチケットの配布事業、介護用品等給付事業の対象者の拡大、あと学校や体育施設の改修、町道改修、カーブミラーの設置、あとは肥土山浄水場整備への出資、防災対策の強化、港湾・漁港整備、あと豊島シャトルバスの 2 台体制化による輸送力強化など、住民の方の安全・安心な生活に直結するインフラ整備でありますとか、行政サービスの充実に現在着実に取り組んでいるところでございます。

一方でですね、本町の財政状況としましては、物価高騰や金利上昇を背景に、人件費、それから公債費などの義務的経費が増加しております。令和 8 年度予算におきましても、財政調整基金から約 4 億 5000 万円を繰り入れる状況にありまして、中期財政計画におきましても今後、こういった財調の取り崩しが続く見

込みとなっております。
　加えて、学校・体育施設の改修をはじめとする大型公共工事に伴う公債費の増加でありますとか、一般財源所要額の増大が見込まれることから、財政の硬直化、こうした面も懸念されるところでございます。
　こうした財政状況を踏まえますと、事業の優先順位づけ、実施時期の平準化をより意識し、選択と集中を図りながら限られた財源を有効に活用していく必要があるというふうに考えております。
　旧庁舎跡地利用、道の駅事業を含むですね、すべての事業につきまして補助金の活用の可能性、民間資金の導入、財政負担の規模、後年度のランニングコストも含めた財政への影響などを精査した上で、財政規律を保ちながら健全で持続可能な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。
○議長（濵野良一君）
　健康福祉課長　渡辺志保君。
○健康福祉課長（渡辺志保君）
　私の方からは、国民健康保険税の引き下げについてお答えをさせていただきます。
　国民健康保険税の負担が被保険者にとって大きくなっていることは、町としても十分認識をしております。
　しかしながら、現段階では、国保税を一律 1 万円引き下げることは難しいと考えております。理由としては大きく 3 点ございます。
　第 1 に、国民健康保険制度の基本原則と一般会計からの繰り入れに対する国の方針についてです。
　国民健康保険制度は、保険税を主たる財源とする独立採算制を基本としており、一般会計から国保特別会計への繰り入れは、法律に定められたものに限られております。財政調整基金や一般財源を投入することは、いわゆる「法定外繰入」に該当し、国は強く解消を求めているところです。
　なお、法定外繰入を行った場合、医療費適正化等の取り組みを国が評価し、交付金を支給する「保険者支援制度」において評価が低下し、国庫補助金が減額される可能性がございます。
　第 2 に、保険料水準の統一化への影響についてです。現在、都道府県単位で「保険料水準の統一」が進められております。このような状況下で、引き下げを行えば、市町間の差異を拡大させ、全体での取り組みに支障が生じかねません。また、一時的に軽減しても、統一時には保険税を引き上げることとなり、被保険者の皆さまにとって大きな負担となります。
　第 3 に、基金の現状と将来の財政安定性についてです。本町の国保財政運営においては、医療費の増加に加え、令和 6 年度の資産割廃止、さらに今年度から

の子ども・子育て支援金制度の創設に対応する中で、被保険者の過度な負担増を回避するため、保険税率の改定を最小限に抑えており、その結果生じた不足分は、国民健康保険財政調整基金を取り崩して補填しています。将来的に被保険者に急激な負担増を強いることのないよう基金を計画的に活用し、国保財政の安定性を確保することが重要だと考えております。

以上のことから、現段階では、国保税を一律 1 万円引き下げることは難しいと考えております。

なお、所得の低い方には、国の法定軽減制度 7 割、5 割、2 割や、町の減免制度を適切に適用し、きめ細やかな支援を行ってまいります。

加えて、特定健診・保健指導の充実、生活習慣病予防、ジェネリック医薬品の利用促進などを通じて医療費を抑制し、被保険者の負担軽減につなげてまいります。

均等割についても、そのままお答えしてよろしいでしょうか。一旦ここで。

○議長（濵野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

国保についてね、まず、30 億円の使い方について、もうすでに生活の方に大分、回してますよということが、中村課長の方から言われたと思います。

確かにそういう面もあると思います。

ただ私が言いたいのは岡野町長ね、大型開発いうところに財政調整基金を使うんじゃなくて、住民の暮らしの方にしっかりと使っていただきたいということと、国保について言いますとちょっと時間の関係もありますけども、確かに、まず前提として住民負担がむちゃくちゃ高いんですよ。もう本当に生活を押しつぶしてしまうぐらい国保税高いです。もうみんな悲鳴が上がってます。

そこを出発点に考えないと、保険制度そのものが回っていかなくなりますので。ですので、もちろん私は土庄町が、一般会計から繰り入れをやればそれで済むというふうには考えていません。

町長にお願いしたいのは、やはりこの国がね、ペナルティをかけるとか、そういうことはやめて欲しいと。それと、全国知事会とか医師会、それから市町村会の方もね、意見を聞いておられると思うんですけども、国保税の個人負担、住民負担を減らすために、国庫から 1 兆円の繰り入れ、これは医師会が言ってますね、1 兆円の繰り入れをやってください。地方自治体がお金を持ち出さなくてもいいように、それをせんことには住民の生活がもう回らなくなっているということをしっかりと町長の口から国に対して言っていただきたいと、いうことをお願いしたいと思います。

事実上ね、これ本当に引き下げをしないことには、生活ができなくなりますん

で、そこはやっぱりしっかり認識していただきたいなと。

私はやっぱり住民の代表として、議会に立っておりますので、やはり現実問題として引き下げをしていく必要があると思いますので、そこは見解の違いかもしれませんけども、財政調整基金の取り崩し、またいろんなそういう国のペナルティそういうのとも闘いながらですね、住民の暮らしを守っていくということが今町長に問われている大事な視点だというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして2つ目の質問に入りたいと思います。

時間もありますので短くいきたいんですけども、先ほど大野議員やそれから鈴木議員の方からも質問がありましたんで、それを踏まえていきたいと思います。

今回熊本の地震がありまして、その中で初日からですね、テレビの放送でもですね、車中泊ですとか、それから体育館でのパーテーションを引いてですね、避難ということが当たり前のように流されました。これはね、私はもう先ほど総務課長が、1日目は自助、共助、2日目から公助みたいな話しされましたけど、これね時代遅れだと思います。というのはね、1日目でも今年みたいなものすごい暑いときやったら、自動車の中でね車中泊、こんなんしてたら熱中症にね、なる人も出てくるじゃないですか。熊本でも熱中症、車中泊で亡くなった方がやっぱ出られてます。

だから初日からですね、すぐにおうちを失った方に関しては、きちんと住まいを提供していく、その段取り日常的にそれを準備していくことが必要だというふうに思っています。

で、パーテーションという話もありましたけども、体育館でね、雑魚寝みたいな形にそれでパーテーションで仕切ってっていうんでは、これではやっぱりプライバシーを守ることはできません。プライバシーをしっかり守っていくっていうことが1つと、もう1つは、きちんとエアコンを管理する今年みたいなものすごい暑かったときなんかは、エアコンなしでは生活できませんから。

だからちゃんとこの2つはしっかりと守っていく必要があるだろうなというふうに思います。

私もいろいろ調べたんですけども、これは1つの例なんですが、ちょっと見えますかね。カメラさん、当ててほしいんですけど。

これ「インスタントハウス」っていいます。なんかね、漫画みたいな、おうちですけど、これ実は能登半島のときに、もうすでにこれ、設置されて実際に使われてます。これ、昼間撮っている写真ですけども、夜になるとこういう感じでね、ライトがついてで、これは中にね、断熱材を吹きつけて、エアコンを取りつけることができます。

だから、プライバシーを守り、かつ、空調を管理することができるというところで、非常に有効なものだということですね。

中もう 1 つね、これがちょっと部屋の中なんですけども、畳を敷いたりクッションを敷いたりすることもできますし、それから、これがね、エアコンなんですけど、エアコンを直に取り付けをすることができるということで。

すいません、議長。これ、今日、議長の許可を得て出しておりますので、すいません、お願いしたいと思います。

こういう形で、また外部にですね電源をこうやって設置することで、エアコンのとか電気とかを、おうちに送ることができると。

これもですね、1 日で、ごめんなさい半日で 2 つ立てることができる。しかもですね、これ 1 つが、100 数十万円で購入できて、事前に購入して、町で購入しておいて災害が起きたときに、地元の業者にお願いして、地元の業者がパッと駆けつけて作ることができるところまで今研究が進んでいます。

で、業者はいろんな業者があるとは思うんですけども、こういう形でですね、もし災害が起きたときには、プライバシーとそれからエアコン設置をきちんとできるこの「インスタントハウス」っていうのを、土庄町でも事前に持っといて欲しい、検討して欲しいと思います。

これ、実は私この間ずっと住民の皆さんとお話したんですけど、結構テレビで見たという人多いんですよ。

で、今、熊本地震のときには、すぐにこれが使わなかった。だけど、これ発明した人は、北川先生といって名古屋工業大学の国立大学の先生なんですけど、事前に買っといたら、もうすぐに取り付けができますからっていうことで、名古屋から持って行ったりとかしなくてもいいということなんで、ぜひ研究していただきたいと。極力早くいくつかでもですね、購入して欲しいなというふうに思います。

もう 1 つは、そういう自然災害でおうちを失った方もそうなんですけども、やはり火事とかね、そういうことで自分の家を失った方にも使えるということなんで、外にトイレつけたりはしないといけないんですけど、そういう対策にも使えるということですので、ぜひ検討をお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（濵野良一君）

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

ご提案いただきました「インスタントハウス」とは、空気を膨らませたテント生地の内側にウレタン断熱材を吹き付けて作るドーム型の簡易住宅のことで、

数時間で設置でき、エアコンの設置も可能であるなどの特徴があります。
先般、町の方にも取り扱い企業から話があったところで、その有効性を検証するとともに導入の可否につきまして検討しているところでございます。避難シェルターとして十分な堅牢性を持ち、能登半島地震等での活用実績があるとお聞きしておりますので、事例の調査を続け、検討を進めてまいりたいと考えております。
そのほか、仮設住宅に関する対策として、一般社団法人の日本ムービングハウス協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しております。災害時に、ムービングハウスと呼ばれる移動式木造住宅を迅速に建設するため、住宅建設業者と協力体制を築くものでございます。
自助・共助・公助につきましては、いずれかを重点的に取り組むということではなく、それぞれを同時に、最大限に備えることで相互に連携する必要があります。それにより総合的に防災力を強化し、行政、住民、地域全体の協力のもとで、災害時の被害を最小限に食い止めることが肝要であると考えております。
行政による物資の備蓄や環境整備等はもちろん、防災士試験取得助成の拡充や防災訓練の実施など、自助・共助・公助を連携した災害対策で実践できるよう努力してまいります。よろしくお願いいたします。
○議長（濵野良一君）
福本耕太君。
○9番（福本耕太君）
大事なことは、やっぱり早くできること、災害が起きてすぐにいち早くできることと、さっきも言いましたけどセパレートとかではなくて、きちんと個室が確保できること、それから、エアコンがきちんと管理できること、これはもう絶対必要な条件なんで、そこをしっかりと基礎に据えてですね、検討をお願いしたいというふうに思います。
これは 1 つの例なんで、町の方でも先ほど言われたやつも含めて、もう本当にその 3 つを検討した上で、進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。
3つ目の質問に入りたいと思います。
女子トイレの増設の考えに基づくトイレ設置計画の推進をということで、国土交通省のアンケートで 2016 年では、駅や空港などの交通施設、大規模商業施設のトイレで 4 割以上の女性が行列に並ばないといけないと回答し、政府は男女共同参画の視点からの防災復興ガイドライン（内閣府）で避難所の女子トイレの数は男性よりも多くするとしています。
こうした回答もある中でですね、土庄町でも今後またトイレのやり替えとかですねいうことがあると思うんですけども、方向性としてですね、こういう国の

方向性に倣って、女子トイレ女子便器がですね、増やすように、心がけていただきたいということです。

１つの例としまして、今老朽化が進んでいる豊島唐櫃港のトイレなんですけども、男子は大便器が１つ小便器が１つ、女子トイレの方は小便器が１つしかないということで、地元の方から行列がね、できているということが報告をされています。

やり替えをするんであれば、女子トイレを増やすというところを、心がけていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（濵野良一君）

総務課長　濵口浩司君。

○総務課長（濵口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国土交通省の調査や内閣府「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」においても、女性用トイレの数を男性用より多く確保する考え方が示されており、本町といたしましても、公共施設整備における重要な視点であると認識しております。

また、本年 6 月に国土交通省より「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」が公表され、男女を問わず誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指し、トイレの行列問題の改善に向けた対応方針が示されました。具体的には、「男女の性差を踏まえ、トイレの待ち時間が平等になるように、原則として、利用者が概ね男女同数である施設においては女性便器数が男性便器数、大便器と小便器の合計以上となる基準とすること」となっております。

このことから、町といたしましては、公共施設の改築・改修を計画する際には、これまでも利用者の利便性向上に努めてまいりましたが、今後は、女子トイレの個数や配置について、男女共同参画の視点や女性の利用状況を考慮し、計画してまいりたいと考えております。

○議長（濵野良一君）

農林水産課長　塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

私からは、唐櫃港待合所のトイレについてお答えいたします。

唐櫃港待合所のトイレは、建設から 20 年以上経過し、老朽化が進んでいると認識しております。

2010 年に始まった瀬戸内国際芸術祭以降、観光客数の増加により、トイレに行列が生じる場合があることも承知しております。このような状況を踏まえ、唐櫃港では昨年度の瀬戸内国際芸術祭期間中、男女兼用ではございますが、洋式仮

設トイレを 1 基設置いたしました。バス到着時など一時的に行列は発生しておりますが、慢性的な行列は無かったと伺っております。今後、待合所の老朽化がさらに進行し、更新等を行う際には、トイレの利用実態と男女共同参画の視点を取り入れ、便器設置数を検討したいと考えております。
○議長（濵野良一君）
福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
はい。ありがとうございます。
女性用トイレをね、増やしていくというのを方針しっかり守ってやっていくという答弁ありましたんで、ぜひお願いしたいと思います。
それでは、最後 4 つ目の質問に入りたいと思います。憲法についてであります。
先日、私たち憲法 9 条を守る集会を行いました。その際にですね、土庄町の方に後援の依頼をお願いいたしました。教育委員会の方にもお願いいたしました。それに対して土庄町の方から不承認という回答が返ってきました。その理由を述べますとですね、日本国憲法 9 条の改正反対という特定の政治的な考えを前提とした内容になっていること、国民の間でさまざまな観点や立場から意見が分かれているということが、理由でした。
しかしですね、これは全く考え違いをしていると、憲法に対する理解が完全に間違っているということをお伝えせねばならないと思います。
憲法 99 条を開きますとですね、何て書いてあるかといいますと、「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」って書いてあるんです。これ、その他の公務員はって書いてますけど、これ実はね、国務大臣ってのは行政機関のことです。国会議員は立法機関のことです。裁判官の司法機関のことです。行政も立法も司法も、この憲法を尊重するだけじゃなくて、擁護するね、義務を負ってるんですよって、憲法 99 条に書いております。
この点から私たちは土庄町に対して、行政機関ですから、すべての公務員がね、きちんと擁護しなければならないということで、9 条を守る、9 条を擁護する集会なんで、憲法の 99 条に従って、後援を行ってくださいということをお願いしたんです。
今土庄町が回答として返ってきた多くの国民の中に意見があると、政治的な意見が分かれているということなんですけど、これは事実ですね。いろんな意見があります。ただ、これは憲法 9 条に限った話ではありません。憲法 1 条を変えるべきだと、象徴天皇制はもう廃止すべきだという意見もあります。
でもね、だとしても、自治体は、憲法 1 条から憲法 99 条まですべてを擁護す

る義務があるわけです。
　これは憲法何条とかいう話ではなくて、もう単純に護憲か、それとも改憲かの話に対しては、自治体というのは真ん中に立つんじゃありませんよと、護憲側の方に立たんと駄目ですよ。擁護する義務があるというのは、護憲側に立つのが自治体の役目ですよということをきちっと 99 条で明確に示してるんですよね。
　だから、ここで書かれている、政治的な意見の違いを含む中にあるからという理由で、後援をしないというのは違うんじゃないかということを私は思いますし、町長がね、どういうふうにお考えなのかをお聞きしたいなと思います。
○議長（濵野良一君）
　総務課長　濵口浩司君。
○総務課長（濵口浩司君）
　福本議員のご質問にお答えいたします。
　議員ご指摘のとおり、日本国憲法第 99 条は、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判所、その他の公務員に対し、憲法を尊重し擁護する義務を課しております。本町の町長をはじめ職員も、地方公務員として公権力の行使に携わる以上、この憲法尊重擁護義務を負うものと認識しております。この点については、議員と町との間に認識の相違はございません。
　その上で、申し上げたいのは、憲法第 99 条が公務員に求めている「尊重し擁護する」義務とは、憲法の基本原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった理念を尊重すること、並びに公権力を行使する立場にある者が、憲法の枠組みを逸脱するようなことがあってはならないという意味での義務であり、憲法第 96 条に規定されている正当な手続きを経た上での憲法の改正、あるいは憲法改正の議論まで禁じているものではないということです。「憲法の全てについて変えさせない立場に立つべきではないか」というご主張につきましては、憲法の改正について規定している第 96 条と相いれないばかりか、公権力が主権者である国民の自由な議論さえ抑え込むことになりかねない、飛躍した論理であると思います。
　憲法改正について、さまざまな観点からさまざまな意見がある中、本町といたしましては、どのような意見にも直接組することなく、行政の政治的中立性を保持してまいりたいと考えております。
○議長（濵野良一君）
　福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
　さっきも言いましたけど、国民が憲法を変えようとして考えること、憲法を守らなあかんって考えることと、行政がどういう立場に立たなければならないかという話は別の話です。

今ね、課長からお答えがあった答えというのは、これは内閣法制局からそういう答弁もらったのかどうか。
お聞きしたいと思います。
○議長（濵野良一君）
濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
福本議員のご質問にお答えいたします。
この点につきましては、政府が昭和 55 年に国会に提出した答弁書において、「憲法改正について検討し、あるいは主張することを憲法自体が認めていることは明らかであって、このような検討又は主張を行うことと、現在の憲法の規定を遵守し、その完全な実施に努力することとは別の問題である」というふうに、明確に示されているところでございます。
したがいまして、擁護義務の範囲に、改正議論そのものへの行政組織としての介入まで含まれるとは解されないと考えております。
○議長（濵野良一君）
福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
これはね、国民がどう考えるかということに対して、行政が口を出してはならないという話です。
でもね、違うんです、私が言うてるのは。この 99 条の視点だけで擁護する義務を負って書いてあるんですよ。
擁護っていう言葉を国語辞典で引いたら、どういう内容が出てくるか。知ってますか。
擁護っていう言葉。
○議長（濵野良一君）
濵口課長。
○総務課長（濵口浩司君）
福本議員のご質問にお答えいたします。
先ほども憲法自体にすべて尊重し擁護するところで言いましたように、公務員として憲法守るというところの擁護、全体的な擁護というところの意味だと考えております。
○議長（濵野良一君）
福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
擁護という言葉がそもそもわかってない。今言われたのは尊重っていう意味です。

擁護っていうのはどういうことかというと、人とか、憲法とか、そういうものに対して、敵対するものがありますよということを前提にした言葉です。この憲法を変えようという動きがありますよ不当に攻撃しようという動きがありますよということを前提として、これを、そうした不当な攻撃から守るという言葉が、擁護という言葉です。

つまりね、こっち側から憲法を攻撃するということが前提になっている言葉です。だから憲法、つまり憲法を変えるということです。憲法を変えるという動きから擁護しなければなりませんよっていうことなんです。すべての公務員は。だからその認識がね全然違うんです。

擁護っていう言葉の意味わかりますかって聞きましたけど、答えられなかったじゃないですか。同じこと繰り返しだけ尊重してますと。違うんですよ。擁護という言葉にはね、深い意味があってね。調べてもらってわかりますけど、常に敵対するものがおるんです、あるものに対して。

だからここでね、憲法 99 条で尊重する義務を負うで終わってないんです。尊重し、そして同列に擁護する義務を負うって書いてあるんです。そりゃそうですよね。今ある憲法を自治体がどうするかわかりません、私らは関係ありませんなんていう態度を取ってたら、これは法律の意味がないじゃないですか。でしょ。尊重していくのも、その憲法が正しい憲法であるということを前提にしてるから、尊重するわけであって、そのためにはその憲法に対する攻撃がかかったときには、それを擁護しなければならないのは当然ですよ。実によくできた 99 条やなと私は思いますけど、尊重するだけで終わってないんですよ。ちゃんと擁護する義務があるって書いてあるわけです。だから、私はきちんと、憲法を守るという活動に対しては、これを擁護する立場から、町はきちんと後援をするべきだと思います。

例えば、さっき言った憲法 1 条についてもそうです。変えるべき、変えるべきじゃないっていう意見があったんだけど、そういうことに対しての、やはり今、1 条が存在するわけですから自治体としては、公務員はこの 1 条を守る擁護するという立場に立たんといかんと思います。

岡野町長わかります、言うてること。

○議長（濵野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

すいません、濵口課長の言葉と繰り返しになります。

憲法第 99 条の擁護とは、公務員が現在、有効な憲法に従い、憲法に反する公権力の行使を行なわないという職務上の義務であると理解しておりますということは、同じ意見でございますよね。

○9 番（福本耕太君）
それは、そのとおり。
○町長（岡野能之君）
はい。一方、憲法第 96 条は、憲法自身が改正手続きを定めています。第 99 条の擁護義務を、一切の改正を阻止する義務と解すると、第 96 条が定める改正手続きとの整合性がとれなくなると思っております。
したがいまして、現在の憲法を遵守することと、憲法改正について議論することは、区別して考えるものと認識しております。
○議長（濵野良一君）
福本耕太君。
○9 番（福本耕太君）
先ほども言いましたけども、憲法を変えるか変えないかという権限っていうのは、国民一人一人にあるんです。
国民一人一人とそれから公務員という立場とは違いますよね。
例えば、私は福本耕太という一個人です。一個人としてはどんな思想を持ってもいいです。
でも、議員という立場になったら、それは、公務の立場から物を言わなければなりません。逆を返せば例えば私が憲法 1 条を変え変えるべきだと考えていたとしても、公の場で憲法 1 条を守る運動があったら、私はそちらの方を擁護しなければなりません。
福本耕太としてではなくて、議員としての立場で発言するのであれば。私はそういうことを言ってるんです。土庄町という町として後援をしてくださいって言ってるんです。濵口さんとか岡野さんという個人に後援してくださいって言ってるんじゃない。自治体として後援をしてくださいっていうことを言ってるわけです。
自治体は、憲法を尊重しなければならない。憲法を擁護しなければならないってことをちゃんと書いてあるわけですよ。
わかりますかね言っていること。個人に言うてるんじゃないんですよ。自治体に言ってるんです。
だから、自治体は後援をしなければならないということを言うてるわけです。いかがでしょう。
○議長（濵野良一君）
山本副町長。
○副町長（山本浩司君）
福本議員のご質問にお答えしたいと存じます。
お答えするにあたって私は、町の後援する、後援というのがどういう意味を持

っているかという方向から答弁をさせていただきます。
　「土庄町が行う共催、後援及び協賛に関する承認事務取扱要綱」というものがありまして、それに基づいて、町の後援というのをするしないということを決定しております。
　ここの要綱の第2条におきまして、後援とは、今から読み上げますけれども、「町が地域振興の見地から、事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表することをいう」というふうに規定をされております。
　今般9月5日に、憲法9条を守る小豆島集会ということで、後援の申請をいただきました。
　その参考資料の中には、「改憲を許すな」また「憲法9条を守る」ということが明記されております。
　福本議員がおっしゃいましたように、国民の中で、憲法改正に対するさまざまな議論をやることにつきましては、これは議員おっしゃったとおり、自由であるというふうに私どもも理解しております。
　そうした中で、憲法9条を改憲を許すな、というのも、また正当な議論の1つであるというふうに解釈しております。
　しかしながら、後援するということになりますと、その事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表すということでございますので、
○議長（濵野良一君）
　答弁を終了してください。
○副町長（山本浩司君）
　それはできませんということになります。以上です。

○議長（濵野良一君）
　これにて、一般質問を終了いたします。